

業 務 継 続 計 画

津南町地域包括支援センター

令和 7 年 4 月 策定

目 次

第 1 章 自然災害編

1 総則

(1) 基本方針.....	1
(2) 推進体制.....	2
(3) リスクの把握.....	2
(4) 被害想定.....	6
(5) 優先業務の選定.....	6
(6) 災害発生直後の業務・対応体制	7
(7) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	9

2 平常時の対応

(1) センターの対策.....	10
(2) 災害時に備えての連携体制の構築	10

3 緊急時の対応

(1) BCPの発動基準.....	11
(2) 職員の行動基準.....	11
(3) 対応拠点.....	11
(4) 必需品の備蓄・装備.....	11
(5) 業務の継続.....	12
(6) 職員の健康管理.....	13
(7) 復旧対応.....	13

第2章 感染症編

1 総則

- (1) 基本方針..... 14
- (2) 推進体制..... 15

2 平常時の対応

- (1) 感染防止に向けた取り組みの実施 16
- (2) 初動対応..... 16
- (3) 備蓄品の整備..... 17
- (4) 関係機関一覧..... 18

1 総則

本計画は、津南町において発生しうる災害リスクに対し、できる限りの予防を行うとともに、不測の事態が発生した場合に津南町地域包括支援センター（以下「センター」という。）の初動から通常のリcoveryまでの業務を円滑かつ適切に行い、地域の高齢者に対する介護予防業務への影響を抑制するものであり、「津南町地域包括支援センター業務継続計画（以下「センターBCP」(Business Continuity Plan) という。）」と称する。

(1) 基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

①利用者の安全確保

利用者は重度化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じる恐れがあることに留意して、安全の確保に努め、必要な支援を行う。

②サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保

職員の生命を守り、生活を維持するための業務を優先業務とする。

第1章 自然災害編

(2) 推進体制

継続的かつ効果的に取り組みを進めるために推進体制を構築し、継続して取り組む必要がある。また、センターの実情に即して、津南町災害対策本部と協働して推進体制を構築する。

区分	業務内容
管理者 (福祉保健課長)	○センター統括
管理者代行 (保険班長)	○関係部署との連絡調整 ○災害の事前対策、訓練の実施
職員 (保健師) (社会福祉士) (介護支援専門員)	○医療機関、他施設、関係機関(居宅介護支援事業所、小規模多機能事業所、介護サービス事業所、民生委員、消防、警察等)との連携 ○災害物資の備品管理、補充 ○職員健康管理 ○利用者の名簿管理

(3) リスクの把握

地震や風水害など災害リスクの頻度や影響度は、施設・事業所の立地によるところが大きい。自治体などが公表するハザードマップなどを確認し、これら災害リスクを把握したうえで施設に応じた対策を検討する。

第1章 自然災害編

○津南町指定避難所一覧

津南町指定避難所一覧

地区名	避難所名称	収容人数	所在地	電話番号	※
下飯渡中央地区 (芦ヶ崎～正田) 三里地区 (反里～小下里、上郷、大飯前地)	1.津南中学校体育館、グラウンド	507	下飯渡丁1665番地1	765-2227	
	2.津南町総合センター	631	下飯渡丁1633番地1	765-5776	
	3.中津川運動公園	-	下飯渡成316番地	-	
	4.県立津南中等教育学校体育館、グラウンド	510	下飯渡成238番地1	765-2315	
	5.ひまわり保育園	132	下飯渡成394番地	765-2568	
	6.津南小学校体育館、グラウンド	400	下飯渡丁127番地	765-2029	
	7.こばと保育園	154	下飯渡丁430番地	765-3004	
下飯渡北郷地区 (上飯～飯沼、貝部)	8.北部保育園	119	下飯渡丁403番地1	765-3281	
	6.津南小学校体育館、グラウンド	400	下飯渡丁127番地	765-2029	
	9.十二ノ木集落センター	124	下飯渡成3757番地	765-3281	
上郷地区 (下日出山～飯沼)	10.旧上郷中学校	271	上郷宮野原1番地3	765-2005	●
	11.上郷小学校体育館、グラウンド	279	上郷宮野原164番地1	765-2044	●
外丸地区 (神付～鹿渡新田)	12.上郷保育園	114	上郷宮野原1番地1	765-2001	●
	13.旧外丸小学校体育館、グラウンド	269	外丸内114番地	765-2142	●
	14.旧外丸保育園	165	外丸内1153番地1	765-2019	●
中津地区 (駒山新田～見玉)	15.旧三箇小学校	268	三箇中221番地4	765-2051	
	16.旧中津小学校体育館、グラウンド	271	中津見玉2340番地	765-3030	
	17.中津保育園	113	中津見玉6159番地	765-2377	
	18.船山公民館	162	中津見玉21492番地	765-4192	
	19.反里口公民館	73	中津見玉1378番地	765-4171	
秋山郷地区 (辻邊～大倉沢)	20.見玉集落センター	61	秋成1265番地	765-3641	●
	21.津南小学校大赤沢分校	185	大赤沢丁154番地1	767-2201	●
津南郷地区 (林ノ木～大溝)	22.純東克雪管理センター	66	純東子646番地	767-2200	●
	23.旧津南小学校体育館、グラウンド	270	津南内2202番地2	765-2805	
芦ヶ崎地区 (赤沢～中子)	24.所平克雪管理センター	61	中津見玉1044番地	765-5305	
	25.芦ヶ崎小学校体育館、グラウンド	265	谷内181番地1	765-5341	
	26.わかば保育園	107	谷内1169番地1	765-5355	
	27.赤沢集落センター	135	赤沢2142番地	765-4192	
	28.相吉集落センター	119	谷内2176番地3	765-4191	
	29.中子集落センター	73	子種新田1870番地	765-2141	

※●印の避難所は土砂災害危険区域内にあります。
土砂災害の状況や発生場所に応じて安全な避難場所へ避難してください。

(4) 被害想定

地震規模の想定については、「津南町地域防災計画」に基づき設定することを基本とする。同計画では、過去に発生した震災（中越大震災、中越沖地震、長野県北部地震）を地震規模に設定していることから、センターBCPにおいても震度6弱（長野県北部地震）を想定して被害想定を行う。

水害の想定については、新潟県が公表した「信濃川洪水浸水想定区域図」に基づき、信濃川流域（中津川、清津川を含む）で最大規模の降雨に伴う洪水により信濃川が氾濫した場合の想定を行う。

(5) 優先業務の選定

センター職員は、津南町災害対策本部における福祉保健部（保険班：住民避難状況の把握、避難所開設・運営）を兼務し、並行してセンター業務にあたる。

災害発生状況により、「津南町職員初動マニュアル」に基づき業務分担を行う。また、センターBCPの基本方針に基づき業務を進める。

第1章 自然災害編

(6) 災害発生直後の業務・対応体制

業務	発災した際の対応
1 職員の 安否確認	<p>【業務時間内に発災した場合】</p> <p>○外勤中の職員の安否確認、災害対応可能人員の確認</p> <p>【業務時間外に発災した場合】</p> <p>○職員の安否確認（電話やメール、災害用伝言ダイヤルで自身や家族の状況、出勤可否等を報告）</p>
2 利用者の 安否確認	<p>○利用者の安否確認（本人や家族、関係機関等に電話連絡し、不通の場合は、できる限り訪問を行う）</p> <p>○安否確認の結果は、利用者名簿等に記録</p>
3 センター の初動	<p>○津南町地域防災計画等に準拠</p>
4 建物敷地 公用車の 被害確認	<p>○発災後直ちに確認</p> <p>○被災箇所は、写真を撮影</p> <p>○津南町災害対策本部と情報共有</p>
5 周辺環境 安全確認	<p>○身の回りの安全確認</p> <p>○ライフラインの確認</p> <p>○津南町災害対策本部と情報共有</p>

第1章 自然災害編

○震災時の対応体制

参集基準（津南町職員初動マニュアル抜粋）				センター
配備態勢	配置基準	参集職員	業務内容	業務内容
非常配態勢	震度5強以上 ※降雪期5弱以上	全職員 ※保育士を含む	災害対策本部を設置し、全職員で災害対策にあたる。	保険班業務と並行してセンター業務にあたる。

○風水害・雪害時の対応体制

参集基準（津南町職員初動マニュアル抜粋）				センター
配備態勢	配置基準	参集職員	業務内容	業務内容
第1次配備態勢	豪雨災害 ※災害の発生 河川災害 ※氾濫注意水位超過 豪雪災害 ※大雪警報等発令	総務課職員 建設課職員 避難所開設・運営、避難行動要支援者対応に 関係する職員	災害が発生する危険性が高いときの配備態勢とし、気象情報の把握及び危険個所の点検・パトロールを実施する。	保険班業務と並行してセンター業務にあたる。

(7) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

①研修・訓練の実施

センターBCPに基づき、役割分担や実施手順等を確認する。また、年1回の机上訓練を実施する。

②BCPの検証・見直し

最新の動向や訓練等で確認された課題をセンターBCPに反映させる。

③その他

災害物資の確認、利用者名簿等の随時更新

2 平常時の対応

平時から計画の周知、見直し、研修及び訓練を行い、災害の発生から通常時までの復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限にとどめる。また、非常時に優先的に実施すべき業務を整理しておく。

(1) センターの対策

- センターの耐震の措置
- 通信やライフラインが麻痺した場合の対策
- 情報システムが停止した場合の対策
(持ち出し可能な名簿、関係機関の名簿等の作成、様式の添付)
- 必需品の備蓄 (リストの添付)

(2) 災害時に備えた連携体制の構築

- 居宅介護支援事業所、小規模多機能事業所との連絡会での共有
- 災害時の訪問安否確認等の情報共有と連携
(「津南町避難行動要支援者事業実施要綱」の対象者との課内共有)

3 緊急時の対応

(1) センターBCPの発動基準

「津南町地域防災計画」に準ずる。

(2) 職員の行動基準

- 自身や家族、利用者（家族）の安否確保
- 火災、建物崩壊等の二次災害の対策
- 利用者等へ情報発信

（避難所情報、ライフライン情報、医療や福祉サービスに関する情報等）

(3) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点は、津南町役場福祉保健課内の津南町地域包括支援センターとする。ただし、建物の破損状況や災害状況に応じて、第2拠点（津南町文化センター）を検討する。

(4) 必需品の備蓄、装備

- 災害時に必要な衛生用品を整理し、備蓄しておく
- 災害状況に応じて、次の用具を携行する

運動靴、活動しやすい服装（冬期の場合は防寒着）、ヘルメット、
タオル、着替え、飲料水、食料、携帯ライト、携帯ラジオ、長靴、
雨具等

第1章 自然災害編

(5) 業務の継続

業務	発生～6時間	概ね3日	概ね1週間	概ね1か月
実態把握 ケアマネ ジメント	○優先順位の高い利用者から安否確認 ○被害状況の確認・避難所の開設状況等の情報収集	○利用者の安否確認 ○支援継続のため、事業所等との連絡調整 ○ライフラインや避難所等の情報発信 ○安全な居住場所の確保	○利用者の健康状態の確認 ○支援継続のため、事業所等との連絡調整 ○介護施設、医療機関、支援制度等の情報発信	○利用者の健康状態の確認 ○支援継続のため、事業所等との連絡調整 ○今後の支援の方向性を決定 ○仮設住宅等、居住の場の情報発信
給付管理	○休止	○休止	○通常業務に近づける	○ほぼ通常業務どおり
契約支払	○休止	○休止	○通常業務に近づける	○ほぼ通常業務どおり
包括的・継続的ケアマネジメント	○休止	○休止	○通常業務に近づける	○ほぼ通常業務どおり
権利擁護業務	○休止	○休止	○通常業務に近づける	○ほぼ通常業務どおり
地域ケア会議等	○休止	○休止	○休止	○通常業務に近づける

(6) 職員の健康管理

災害発生後、職員は長時間勤務する状況も考えられるため、体調及び業務負担の軽減に配慮して勤務体制を組む。

(7) 復旧対応

破損箇所の確認。事業所内に被害があった場合は、福祉保健課及び総務課に報告し、復旧に努める。

1 総則

本計画は、感染症（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合であっても、サービス提供を継続するために津南町地域包括支援センター（以下「センター」という。）の実施すべき事項を定め、サービス提供を中断させない、又は中断せざるを得なくなった場合でも利用者への影響を最小限にとどめる環境を整えることを目的とし、「津南町地域包括支援センター業務継続計画（以下「センターBCP」（Business Continuity Plan）という。）」と称する。

（1）基本方針

本計画の基本方針は、次のとおりとする。

①利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる恐れがあることに留意して感染拡大防止に努める。

②サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保

職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大の防止に努める。

(2) 推進体制

区分	業務内容
管理者 (福祉保健課長)	○センター統括
管理者代行 (保険班長)	○関係部署との連絡調整 ○感染症の事前対策、訓練の実施
職員 (保健師) (社会福祉士) (介護支援専門員)	○医療機関、他施設、関係機関(居宅介護支援事業所、小規模多機能事業所、介護サービス事業所、民生委員等)との連携 ○備品管理、補充 ○職員健康管理 ○利用者の名簿管理

2 平常時の対応

(1) 感染防止に向けた取り組みの実施

- 厚生労働省、都道府県、関連団体のホームページから最新情報を収集する。
- 関係機関、団体等からの情報を共有・利用する。
- 必要な情報を事業所内で共有・周知する。ミーティングで伝達し、情報を掲示する。
- 職員は日々健康管理を行い、体調不良や感染が疑われる場合は、直ちに管理者へ連絡するとともに適切に受診を行う。

(2) 初動対応

区分	罹患した際の対応
職員の 場合	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅待機を行うとともに健康観察を行い、適切な時期に検査を実施 ○今後の対応をセンター内で共有する外勤中の職員の安否確認、罹災対応可能人員の確認
利用者の 場合	<ul style="list-style-type: none"> ○直近のサービスの利用者状況とセンター職員との接触の有無の確認 ○状況については、関係事業所等へ報告し、サービスの必要性を再検討

(3) 備蓄品の整備

○防護具、消毒液等の備蓄の確保及び確認を行う。

No.	区分	品目	備蓄量		必要量	過不足量	単位	保管場所	担当者	調達先	備考
			目安	備蓄量							
1											
2											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											

備蓄品リスト

作成： 年 月 日

(4) 関係機関一覧

省略